

役員報酬及び役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 護念児会定款第8条、第21条の規定に基づき、この法人の職務の執行に伴う役員の報酬及び費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程を適用する対象は、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員とする。

(職務の種類)

第3条 理事及び監事に役員報酬は支給しない。

第4条 費用弁償を支給する職務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 評議員選任・解任委員会への出席
- (3) 監事による定期または臨時監査
- (4) 理事長が必要と認めた職務のための出張

(費用弁償)

第5条 前条の(1)(2)及び(3)の場合は、費用弁償として1日3,094円を支給する。

前条の(4)の場合は、費用弁償としてこの法人の旅費規程に基づき旅費(交通費、日当、宿泊費)を支給する。

(適用除外)

第6条 理事長及び施設職員であって役員を兼務する者については、第3条の(1)、(2)の職務の場合は、この規程は適用しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議委員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めのない事項については別に定める。

(附則)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 この規程は一部を改正し、平成30年3月22日から施行する。

第3条 この規程は一部を改正し、平成30年6月22日から施行する。